

厚生労働行政推進調査事業費補助金（がん対策推進総合研究事業研究事業）  
（分担）研究報告書

課題整理報告書

研究代表者	東 尚弘	国立がん研究センターがん対策情報センターがん登録センター センター長
研究分担者	柴田 亜希子	国立がん研究センターがん対策情報センターがん登録センター 全国がん登録分析室長
研究分担者	松田 智大	国立がん研究センターがん対策情報センターがん登録センター 全国がん登録室長
研究分担者	奥山 絢子	国立がん研究センターがん対策情報センターがん登録センター 院内がん登録分析室長
研究分担者	塚田 庸一郎	国立がん研究センターがん対策情報センターがん登録センター 院内がん登録室長
研究分担者	藤 也寸志	国立病院機構九州 がんセンター消化管外科 院長
研究分担者	友岡 史仁	日本大学法学部経営法学科 教授
研究分担者	加藤 源太	京都大学医学部附属京都医療センター 准教授
研究分担者	西野 善一	金沢医科大学医学部公衆衛生学 教授
研究分担者	石井 夏生利	中央大学国際情報学部 教授
研究協力者	藤下 真奈美	国立がん研究センターがん対策情報センターがん登録センター 全国がん登録分析室 研究員

研究要旨

研究班では、がん登録推進法施行後5年を目途に行われる見直し及び改正に向けて、全国がん登録及び院内がん登録における情報収集や利活用等に関する課題の抽出及び検討の方向性について整理し、法改正において特に検討が必要と思われる項目を中心に、「課題整理報告書」としてまとめた。

A. 研究目的

がん登録推進法施行後5年を目途に行われる見直し及び改正に向けて、全国がん登録及び院内がん登録における情報収集や利活用等に関する課題の抽出及び検討の方向性について整理することを目的とする。

B. 研究方法

国、病院等、研究者等のそれぞれの立場の研究分担者から、現状で判明している課題の提言及び意見集約を行った。また、学会及び患者会を含む関係者から意見聴取を行った。抽出した課題を整理の上、それぞれについての具体的な対応案を検討した。

C. 研究結果

研究班での議論及び関係者からいただいた意見も参考とし、がん登録推進法の改正において、特に検討が必要と思われる課題を整理し、「課題整理報告書」としてまとめた。

D. 考察

がん登録推進法の改正における、全国がん登録及び院内がん登録の課題の抽出及び対応案の検討を行う中で、法改正には直接関係しないものの、全国がん登録等の運用及び体制等において解決すべき重要な課題も明らかとなった。適切な安全管理措置の下で全国がん登録情報等の利活用促進を図るためには、これらの課題も併せて検討していく必要がある。

E. 結論

がん登録推進法の改正における議論において、円滑に法改正への論点集約ができるよう、本報告書を取りまとめた。

G. 研究発表

なし

H. 知的財産権の出願・登録状況

なし

がん登録等の推進に関する法律の改正に向けての課題に関する研究

## 課題整理報告書

令和3年3月

## 目次

はじめに .....	13
1. 全国がん登録の届出項目/ルールについて.....	14
2. 届出手順/登録精度について .....	15
3. 住所異動確認調査について .....	16
4. データの利活用について .....	17
5. 安全管理措置について .....	19
6. 院内がん登録について .....	20
7. がん登録推進法第 20 条で提供された情報の取扱いについて .....	21
8. その他 .....	23

## はじめに

平成 28 (2016) 年 1 月より施行された「がん登録等の推進に関する法律」(平成 25 年法律第 111 号。以下、「がん登録推進法」という。)で開始された全国がん登録により、がんの罹患や診療、転帰等に関する情報が、病院等から都道府県を通じて国立がん研究センターへ提出、一元的に管理されることとなった。これにより、がんの予防や普及啓発、医療提供体制の構築等の施策を立案する上で重要な、悉皆性のあるがんの罹患状況や生存率等に関する情報を収集することが可能な体制が整備された。また、全国がん登録情報の利活用により、がんのリスクやがん予防等についての研究の進展並びに院内がん登録情報と合わせて、医療の質の向上、患者やその家族等に対する適切な情報提供が期待されている。

この法律は、施行後 5 年を目途として、必要に応じて見直すこととされている。それをうけて、この「課題整理報告書」は、研究班において、全国がん登録及び院内がん登録における情報収集や利活用等に関する課題の抽出及び検討の方向性について整理したものである。がん登録推進法の改正において、特に検討が必要と思われる項目を中心に、8 項目に分類して記載しているが、中には法改正には直接関係しないものの、がん登録推進法に基づく全国がん登録及び院内がん登録の運用や体制等において解決すべき重要な課題も含まれている。なお、がん登録推進法の見直しにおける課題の抽出に当たり、がん診療関連の学会や患者会等の関係者から広く意見募集を行い、いただいたご意見も参考とした。

がん登録推進法の改正については、厚生科学審議会がん登録部会において議論がなされることとなっている。本報告書で抽出された課題と対応案が検討材料の一つとして、具体的に審議されることによって、円滑に法改正への論点集約がなされることを研究班として願っている。

注) 各項目の「具体的な対応案」において、法改正に直接関係するものには、文末に「★」を付している。

## 用語の説明

この報告書で用いている用語には、通称やがん登録独自の表現が含まれているため、以下のとおりに整理する。

匿名化：がん罹患した者に関する情報を当該がん罹患した者の識別（他の情報との照合による識別を含む。）ができないように加工することをいう。

匿名加工情報：個人情報保護法及び関連ガイドラインで規定される用語であり、個人情報を個人情報の区分に応じて定められた措置を講じて特定の個人を識別することができないように加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元して特定の個人を再識別することができないようにしたものを用いる。

住所異動確認調査：全国がん登録で、複数施設からの届出の照合作業において、届出データからは同一人かどうかの判定ができない場合に、都道府県がん登録室から、患者の住所地である市町村に対して住民票照会によって判定の資料を得る調査をいう。

## 1. 全国がん登録の届出項目/ルールについて

### 現状の課題

- ・ 都道府県及び国立がん研究センターにおいて、複数の医療機関からの届出を照合・集約する作業には相当な労力と時間を要している。
- ・ 今の限られた項目では疾患の実態把握、治療への展開に十分でない。

### 具体的な対応案

- ・ 作業の効率化及び登録精度向上のため、一意性のある番号を利用する、他の付加情報を活用するなど、届出項目の見直しを図る。★
- ・ 疾患や治療の実態把握に資する項目を拡充する可能性や他の情報との可能な連携方法の確立を図る。★

### 解説

現在、複数の医療機関からの届出を照合し、患者を名寄せする作業は、都道府県及び国立がん研究センターの全国がん登録室において、氏名、性別、住所、生年月日で機械的に候補者を絞り込み、不完全な一致例については目視で判定している。しかし、この目視作業には相当な労力と時間を要している。また、改姓・改名、転居、誤記等による照合漏れの可能性がある。この作業の効率化及び精度向上のためには、個人情報保護措置を講じた上で、一意性のある番号を利用する仕組みの導入が必要である。また、紹介元・紹介先情報なども補助情報として有用である可能性がある。この名寄せ作業は、死亡情報と届出情報との間でも行われていることから、死亡情報にこれらの番号を追加することも検討が望まれる。

次に、がん登録推進法の登録対象は ICD-03.1 でがん登録データベースに登録されているが、コードが古いものがあり、必ずしも実診療にあっているとは言えない、現行の限られた 26 個の届出項目だけでは疾患の実態把握、治療への活用に十分でない、といった課題がある。これらの課題解決を図るためには、例えば臓器がん登録などで収集している項目を参考にするなど、届出項目の見直しを可能にする柔軟な仕組み、院内がん登録や臓器がん登録その他の詳細ながん登録情報との柔軟なリンクを可能にする法改正が必要である。

### 対応するがん登録推進法、情報の提供マニュアル、利用規約等：

法第 2 条

法第 3 条

法第 5 条

施行令第 1 条

施行規則第 13 条

## 2. 届出手順/登録精度について

### 現状の課題

- ・ 全国がん登録と院内がん登録のデータを別々に収集しているため、多くの医療機関で重複した届出作業が必要になっている。
- ・ 国や都道府県は、登録対象の拾い上げや届出漏れの把握にレセプトデータ等、届出以外のがん関連情報を活用できないため、届出・登録精度の検証・向上に限界がある。

### 具体的な対応案

- ・ 全国がん登録と院内がん登録において共通項目の品質管理や届出対象の定義方法を統一し、両方の実施施設においては一括届出する仕組みを構築する。
- ・ 市町村等から届出以外のがん関連情報の提供において協力を得て、全国がん登録の精度を検証・向上可能な法的根拠を整備し、がん登録のデータ収集に必要なデータを収集・参照可能な体制を検討・整備することにより、より効率的、効果的ながん登録データインフラを構築する。★

### 解説

院内がん登録は専門的ながん医療を提供する病院、地域においてがん医療の確保に重要な役割を担う病院において行われているが、これらの病院は全国がん登録にもデータを提出している。院内がん登録ソフトからは全国がん登録届出用のデータも出力されるため、登録の手に間に重複はないが、届出先がそれぞれ国立がん研究センター、都道府県と異なるために、届出の手に間が重複しているのが現状である。これはシステム的に解決すべく現在開発を計画している。

なお、項目についても、院内がん登録では、国立がん研究センターで提示する標準登録様式による登録が定められていることから、国際的な基準の変化に鑑みた範囲の設定が可能になっているのに対し、全国がん登録の登録対象設定の範囲は法律上で「悪性新生物その他の政令で定める疾病」と規定されており、院内がん登録では国際的な腫瘍分類である「ICD-0」の範囲で規定している。「悪性新生物」か否かの境界に位置する症例の範囲を判断・決定する機関が不明瞭なこともあって、この両者の間に微妙な差異が残っており、その解消が求められる。

都道府県等の全国がん登録に係る登録作業において、登録対象の拾い上げや届出漏れの把握のため、法第16条に基づき、市町村や病院等の管理者に資料の提供等の協力を求めることができるとされている。しかし、現実には「できる」規定では、個人情報保護をはじめとする関連情報を規定する法律との関係が分かりづらいことなどから、関係機関等の協力が得られにくい。そのため、関係機関等の協力が得られにくい。そのため、検診情報やレセプトデータ等、届出以外のがん関連情報の活用ができず、登録作業の業務効率化や登録精度の向上を図る上での課題となっている。

**対応するがん登録推進法、情報の提供マニュアル、利用規約等：**

法第2条

法第5条

施行令第1条

施行規則第13条

### 3. 住所異動確認調査について

#### 現状の課題

- ・ 法律上は市町村等に協力を求めることができるものの、都道府県が市町村等に住民票の写し等の提出を求める際、公用請求を拒まれる、疑義照会が多いなど、円滑な協力が得られていない。

#### 具体的な対応案

- ・ 全国がん登録の集約作業の効率化及び登録精度向上のため、住所異動確認調査に係る業務において、国立がん研究センターの実施を厚生労働大臣による実施と同等とし、都道府県がん登録室（がん登録業務の委任先）の実施を都道府県知事による実施と同等とするなど、法改正により、住所異動確認調査を各市町村において一律で公用業務として取り扱えるような体制を整備する。★
- ・ 住民基本台帳法（以下、「住基法」という。）上でも、国立がん研究センターや都道府県またはその委任先が行う、がん登録業務は「国／都道府県が自ら実施する業務」として位置づけ、住基ネットを活用できるような体制を構築する。★

#### 解説

住所異動確認調査は、がん登録推進法第10条第2項及び法第13条第2項並びに法第16条に基づき、都道府県において、国立がん研究センターの通知に基づき実施されている。調査の取扱いについては、厚生労働省と総務省自治行政局住民制度課とで協議済とされているが、都道府県が市町村等に住民票の写し等の提出を求める際、

- ① 国立がん研究センターは住基法上「国」と認められていないこと
- ② 都道府県が委任している大学病院等の都道府県がん登録室は、都道府県（自治体）とみなされない場合があること

により、公用請求を拒まれるケースがある。また、疑義照会も多く寄せられ、円滑な協力が得られていない。

全国がん登録の集約作業効率化及び登録精度向上のためには、法改正により、住所異動確認調査における国立がん研究センターや都道府県がん登録室を法的に位置づけ、各市町村において一律で公用業務として取り扱えるような体制を整備することが必要である。

さらに業務効率化のためには住基法に基づき、当該業務においては住基ネットを活用して国立がん研究センターで作業を行うなどの業務手順の整理改善も有効であると考えられる。

対応するがん登録推進法、情報の提供マニュアル、利用規約等：

法第10条

法第13条

法第16条

住民基本台帳法

## 4. データの利活用について

### 現状の課題

- ・ 全国がん登録の情報の利用範囲や利用できる者の範囲が明確でない。
- ・ 匿名化された全国がん登録情報は他のデータベースと連結することができないため、がんに関する調査研究の推進が限定されている。
- ・ 個票データの国外持ち出しに関する安全性の検討と範囲の規定がないために、国際共同研究への参加が限定されている。
- ・ がん登録推進法施行後に改正若しくは成立した、他のデータ利用に関する法律や規定等における用語や考え方との整合性をとる必要がある。
- ・ 研究者による匿名化及び匿名加工情報等の規定がない。
- ・ 申出から審査、情報提供までに時間と労力がかかっている。

### 具体的な対応案

- ・ がん登録が機微情報の悉皆データであることに鑑みた安全性と有用性の評価を行い、改正個人情報保護法や次世代医療基盤法など、他のデータ利用に関する法律や規定等との整合性を図り、全国がん登録情報の利活用や利用範囲の基準について規定する。また、全国がん登録の情報と他のデータベースとの連携・活用が可能となるような仕組みについて検討する。★
- ・ 情報の利活用促進のため、がん登録推進法において、定型的な報告書の作成など、審議等を経ずに提供できる業務の同定とそれらに関する規定、簡易な審査で対応可能な事項の整理及び審査体制の見直し、電子申請のシステム導入や署名のデジタル化等により、情報提供に係る作業を効率化し、申出から承認までの時間短縮を図る。★

### 解説

全国がん登録の情報については、現状として、がん対策の企画立案のため、またがん医療の質の向上のための活用が規定されているが、企業営利につながり得る利用等がどこまで許容されるのか、また、個人情報保護に基づく個人の識別同定は認められない反面、施設名の特定・活用はどの範囲まで許容可能なのかが明確でないこと、匿名化された全国がん登録情報は他のデータベースと連結することができないこと等により、がんに関する調査研究の推進が最大限生かされているとは言いがたい。

また、データは、がんという極めて機微性の高い情報の悉皆データという性質上、国家安全上の課題整理が必要である一方、国際共同研究への参加のニーズも研究者から寄せられており、個票データの持ち出しに関する、必要性和安全性のバランスについての検討がないことから認められないのが現状である。

がん登録の情報を、がん対策やがん医療に広く活用し、医療分野における研究開発の促進を図るためには、他の医療情報との突合や統合したデータの分析を可能にすることが求められる。しかし、これもプライバシー保護とのバランスが検討される機会が十分でないために、現状では十分に推進できない状況にある。このため、がん登録推進法施行後に改正された個人情報保護法や法施行後に成立した次世代医療基盤法等、他のデータ利用に関する法律や規定等との整合性を図りつつ、匿名化及び匿名加工情報等の規定と具体的な手順についての整理が必要である。また、国内法におけるデータの第三国への移転に関する規定について精査し、



一定の条件のもとに全国がん登録情報等を活用した国際共同研究を可能とする体制を整備することも、個別化医療やゲノム医療の推進において期待されている。

さらに、全国がん登録情報の提供を受ける場合、提供窓口において、情報の利用目的や研究計画等を含めた申出内容の精査が必要であり、全国がん登録情報を利用又は提供する際には、がん登録推進法において審議会等の意見を聴くこととされているため、申出から審査、情報提供までに時間と労力がかかっている。今後、情報提供の申出は増加することが見込まれていることや、軽微な変更や年次集計等、必ずしも審議会等の意見を聴く必要性がないと思われる申出もあることから、法改正により、審議等を経ずに提供できる情報の新設及び簡易な審査で対応可能な事項の整理を行うなど、情報提供に関する体制を見直すことが必要である。また、利用申出に係る電子申請のシステム導入や署名のデジタル化等により、提供作業を効率化し、申出から承認までの時間短縮を図り、情報の利活用促進につなげることが重要であると考えられる。

**対応するがん登録推進法、情報の提供マニュアル、利用規約等：**

法第 16 条

法第 17 条

法第 18 条

法第 21 条

「全国がん登録 情報の提供マニュアル 第2版」

## 5. 安全管理措置について

### 現状の課題

- ・ 安全管理措置の基準の厳しさから、自治体、医療機関、研究機関等での全国がん登録情報等の利用に困難が生じている。
- ・ 全国がん登録情報等の提供におけるリモートアクセスに関する規定がない。

### 具体的な対応案

- ・ 利用者への提供データの安全性評価や安全性基準を確立し、リスクに対応した安全管理要求レベルを設定する体制を整備する。
- ・ 匿名性の強度、情報の特性に合わせた安全管理措置のあり方や物理的安全管理措置の基準について見直し、適切な安全管理体制の下で全国がん登録情報等の利活用促進を図る。
- ・ 全国がん登録情報のオンサイト解析を可能とする体制整備について検討する。
- ・ 安全管理を徹底した上でのリモートアクセス環境を整備する。

### 解説

全国がん登録の情報の取扱いについては、「全国がん登録 情報の提供マニュアル 第2版」の安全管理措置において示されている。これによると、「個人情報の利用を行う利用場所並びに個人情報の物理的保存を行っている区画は、他の業務から独立した部屋として確保すること」や「個人情報の物理的保存を行っている区画の施錠は、他の業務を担当する職員等、利用者以外も入室が可能な前室と、更にその中に設置された利用者のみ入室可能な利用場所等、二重にする。」等が求められており、その基準の厳しさから、自治体、医療機関、研究機関等において、全国がん登録情報等の利用が困難であるという意見が寄せられている。一方で、個人情報を削除したデータの提供についても安全性の評価は十分ではない。

がんという機微情報の悉皆データであることに鑑み、個人情報保護の厳しさは当然であると考えられるが、個人情報は他情報（コホートデータなど）とのリンケージには必須である反面、個々の研究解析においては必要ないことが多い。リンケージ後に一定の匿名加工を行ったデータについては、安全管理措置の基準を変えるなど、運用面も考慮する必要がある。

がんに関する調査研究を推進するためには、情報の特性に合わせた安全管理措置のあり方や物理的安全管理措置の基準について見直し、全国がん登録情報等の利活用を促進することが重要である。例えば、がん登録情報を保存するサーバーへの利用者のアクセス権限を厳重に管理し、技術的安全管理措置を強化することにより、物理的安全管理措置の緩和を図るといったような方法も検討の余地がある。

また、現在、全国がん登録情報の利用におけるリモートアクセスは許容されていないが、オンサイト解析等を可能とするシステムの導入により、情報提供における受け渡しの際の情報漏洩及び紛失のリスクを軽減することができ、コロナ禍においても、適切な管理の下でがん登録情報の利活用やがん研究の促進につながると思われる。

対応するがん登録推進法、情報の提供マニュアル、利用規約等：

「全国がん登録 情報の提供マニュアル 第2版」 安全管理措置

## 6. 院内がん登録について

### 現状の課題

- ・ 院内がん登録の位置づけや利用範囲が不明確であるため、法施行後、研究者による全国集計データの院内がん登録情報を活用した解析を行うことに支障をきたしている。
- ・ 法の施行前の症例における予後調査において、市町村等の対応にばらつきがある。

### 具体的な対応案

- ・ 院内がん登録の全国集計データの活用規則・提供基準などを整備し、明文化する。
- ・ 法の施行前から継続した制度であることに鑑み、法施行前の症例に対する予後調査において、市町村等から協力が得られるよう、がん登録推進法や「院内がん登録の実施に係る指針」（以下、「指針」という。）における院内がん登録情報の位置づけや利用範囲について明確に規定する。★

### 解説

院内がん登録は、2007年より一貫してがん診療連携拠点病院の指定要件あるいは、都道府県において独自に指定する地域の中核を担う施設において実施されてきたものが、2016年のがん登録推進法において、専門的ながん医療の提供を行う病院その他の地域におけるがん医療の確保について重要な役割を担う病院における努力義務という形で、法的位置づけが付与された。法に基づく指針では、診療、転帰等の状況を適確に把握し、治療の結果等を評価すること及び他の病院における評価と比較することにより、がん医療の質の向上が図られることや、行政において、病院等が公表した院内がん登録の情報等を活用し、「がん対策の企画立案やがん医療の分析及び評価を行うことにより、がん対策の充実が図られる」という効果が期待されている。しかし、現在算出できる5年生存率や10年生存率などは、がん登録推進法の施行前の症例となるため、院内がん登録の位置づけや院内がん登録情報の利用範囲が不明確であり、予後調査は市町村等に依頼せざるを得ないばかりか、その対応にばらつきがある。

今後、都道府県等が各自治体における院内がん登録情報を活用したがん統計等の集計・解析を行い、住民に自都道府県のがん診療の情報提供を行えるよう、がん登録推進法や指針において、院内がん登録の位置づけや院内がん登録情報の利用範囲について明確に規定する必要があると考える。

### 対応するがん登録推進法、情報の提供マニュアル、利用規約等：

法第44条

法第45条

法第47条

院内がん登録の実施に係る指針

## 7. がん登録推進法第 20 条で提供された情報の取扱いについて

### 現状の課題

- ・ 法第 20 条に基づき提供された情報は、診療録や他のデータベースに転記できないため、情報の管理、共同研究への活用が困難といった課題がある。
- ・ 法第 20 条に基づき提供された情報は、生体認証、二重扉などの全国がん登録情報と同じ管理が必要との疑義がある。

### 具体的な対応案

- ・ がん登録推進法第 20 条に基づいて提供された都道府県がん情報（生存確認情報。「以下、「法第 20 条に基づき提供された情報」という。）は、法第 30 条から第 34 条までの規定とは別に、厳格な管理を規定するなど、適切な管理体制を整備する。★
- ・ 個人情報保護法において、個人情報の定義は生存者に関する情報であり、死者の情報は除外されていることに準じ、死亡情報については上記厳格な管理とは別途管理規程を定め、別に扱い、比較的柔軟な扱いを可能とする。★
- ・ 法第 20 条に基づき提供された情報の適切な管理について、「全国がん登録 情報の提供マニュアル 第 2 版」の改訂を行い、安全管理体制の記載を院内がん登録運用マニュアルと統一する。

### 解説

法第 20 条に基づき提供された情報については、法第 30 条から第 34 条までの規定に基づき、適切な管理や利用、保有等が求められており、診療録や他のデータベースに転記してはならないとされている。これにより、医療機関で情報の管理が煩雑となっているほか、院内がん登録として予後情報を診療録で管理するためには重複して予後調査が必要、共同研究への活用が困難、原則として 5 年の保有期間の制限により長期にわたる分析が困難といった課題がある。また、法第 20 条に基づき提供された情報の適切な管理等においては、生体認証や二重扉などの全国がん登録情報と同じ管理が必要との疑義があり、院内がん登録への提供においては、国立がん研究センターにより示されている院内がん登録運用マニュアルに定める通りでよいという整理をしているにも関わらず、都道府県での提供において、他の条項による提供における個人情報付き情報と同様の管理を求められて提供が進まない場合がある。

これらに対し、法第 20 条に基づき提供された情報については、法改正により、法第 30 条から第 34 条までの規定とは別の妥当な管理を規定すると共に、「全国がん登録 情報の提供マニュアル 第 2 版」の改訂により、誤解のないような表現に改め、院内がん登録の活用推進及び医療機関での予後調査における負担軽減を図ることが重要である。

また、法第 20 条に基づき提供された情報のうち、生存者については第三者提供時に同意を得るが、死者の情報は個人情報としない、死亡情報のみ診療録へ転記可とするなど、第三者提供及び他のデータベースとの連携について可能とする条件（同意取得の方法を含む）や仕組みについて、法改正の方向性を検討することが今後のがんに係る調査研究の推進のために重要であると考えられる。

対応するがん登録推進法、情報の提供マニュアル、利用規約等：

法第 20 条

法第 30 条～第 34 条

法第 44 条

法第 47 条

「全国がん登録 情報の提供マニュアル 第2版」

## 8. その他

### 現状の課題

- ・ 法律上、がん情報の提供に係る手数料は、委任先の収入とできると規定されているが、委任先に手数料が支払われない又はその分差し引かれる仕組みになっている。
- ・ 遡り調査は紙媒体の報告が多くを占めており、手続きが煩雑となっている。

### 具体的な対応案

- ・ 都道府県の地方自治法との整理や手数料の取扱いルールの見直しを行う。
- ・ 登録作業の効率化のため、全国がん登録における遡り調査に基づく届出についても電子届出で一本化が可能ないように体制整備を行う。

### 解説

法律上、がん登録推進法に基づくがん情報の提供に係る手数料については、委任先の収入とすることができると規定されているにも関わらず、委任先に手数料が支払われない又はその分を差し引かれる仕組みになっている場合がある。そのため、登録作業に係る人件費等は委任先が負担することとなり、少なからず委任先の負荷となっている。

また、全国がん登録の届出については電子化が主体となっているものの、遡り調査に基づく届出については、依然、紙媒体の調査票で数多く報告されているため、その手続きが煩雑となっている。今後、遡り調査についても電子届出を促進するような工夫を行い、登録作業の効率化を図ることが望まれる。

### 対応するがん登録推進法、情報の提供マニュアル、利用規約等：

法第 41 条  
法第 14 条  
地方自治法